

要 望 書

令和元年9月3日

大 分 県 市 長 会

大 分 県 市 長 会

大 分 市 長	佐 藤 樹一郎
別 府 市 長	長 野 恭 紘
中 津 市 長	奥 塚 正 典
日 田 市 長	原 田 啓 介
佐 伯 市 長	田 中 利 明
臼 杵 市 長	中 野 五 郎
津 久 見 市 長	川 野 幸 男
竹 田 市 長	首 藤 勝 次
豊 後 高 田 市 長	佐々木 敏 夫
杵 築 市 長	永 松 悟
宇 佐 市 長	是 永 修 治
豊 後 大 野 市 長	川 野 文 敏
由 布 市 長	相 馬 尊 重
国 東 市 長	三 河 明 史

要 望 書

以下のとおり要望いたします。

文化財の保護・保存・整備・活用に係る県補助金の拡充について

本県は豊かな自然に恵まれ、各地に先人たちが遺した文化遺産や代々受け継がれてきた伝統芸能など、貴重な文化財が数多く存在する。

こうした文化財は、長く培われた郷土の歴史や文化等を正しく理解するためにも必要不可欠な存在であり、先人たちの優れた生きざまを学びとることで、私たちの生活や将来の文化の向上・発展の基礎となるものである。

県下各自治体は、貴重な文化財の保護・保存・活用を図るために史跡等の公有化・整備活用、文化財の保存修理、埋蔵文化財の発掘調査等の充実のため最大限の努力を傾けているところである。しかし、近年の財政逼迫は文化財の保護行政の円滑な推進に多大な影響を及ぼしている。併せて、近年頻発する自然災害により、文化財への損傷が広がっている状況となっており、これらの復旧もまた多くの時間と多額の費用を要している。

こうした中、国は、文化財の保護等は国の責務であるとの理念から、国庫補助の確保及び補助率の維持を図っているが、その一方で国庫補助事業に対する県費の随伴補助の補助率は、平成16年度以降10%から8%以内へと引き下げられており、遺跡の保存活用等にかかる市の費用負担は増加している。

このようなことから、適切な文化財の保存対策を行い、後世により良い形で文化財を保存していくためには、地域の貴重な文化遺産を適切に保全するための文化財保護における国庫補助事業に対する県の随伴補助や県指定文化財に対する保存事業に係る県費補助が重要であり、補助率の拡充を強く要望する。

要 望 書

以下のとおり要望いたします。

栄養教諭の加配配置について

食生活を取り巻く社会環境が大きく変化し、食生活の多様化が進み、朝食をとらない子どもや偏った栄養摂取などの食生活の乱れが指摘されている。食については、子どもが将来にわたって健康に生活していけるように栄養や食事のとりかたなどについて、正しい知識に基づいて自らが判断し、食をコントロールしていく「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を子ども達に身につけさせることが重要となってきた。

こうした中、別府市には大分県教職員配置基準により現在2名（小・中学校各1名ずつ）の栄養教諭が配置されており、小・中学校に出向き学年集会や家庭科の授業などで献立や栄養に関する指導を行い、食育を推進している。

しかし、児童生徒数に対しての栄養教諭の配置数が少なく、一人あたりの担当校が多くなり、全学校全学年での授業時間の確保ができず、学級担任や教科担当、管理職などとの連携を図る時間の確保も困難である。準備から片付けまでの給食指導の場もあるが、栄養教諭として数多く各学校各学級の指導にあたることができず、給食についての子どもたちの声を聴く機会も少なくなっている。

このように栄養教諭による専門性を活かしたきめ細かな指導、発達段階や学校の実態を踏まえた上での年間を見通した指導や計画の立案、また、家庭や地域との連携などが十分に行えていない状況がある。

このような状況を改善し、子どもたちの健康の保持増進を図り、健全な食生活の実現に向けた取り組みを展開していくためにも、学校における食育の推進の中核的な役割を担う「栄養教諭」の加配配置を強く要望する。

要 望 書

以下のとおり要望いたします。

急傾斜地崩壊対策事業に係る予算枠の拡大について

県は、がけ崩れ災害から人命や財産を守るために、急傾斜地崩壊対策事業を実施しており、本市においても、県の補助による市町村営急傾斜地崩壊対策事業を実施し、急傾斜地対策を講じているところである。

しかしながら、市内には対応しなければならない多数の急傾斜地があり、近年多発する土砂災害により急傾斜地対策を講じる旨の要望が増えている。

また、県内においても同様に急傾斜地対策を講じているところではあるが、地形上多くの急傾斜地が存在するため、今後他市町村においても要望は増えてくるものとする。

県では、同事業に関する予算枠の拡大に努めていただいているところではあるが、市町村の要望に対して予算的に追いついていないため、急傾斜地対策が先延ばしになっている地域も存在している状況である。

こうしたことから、住民を災害から守るために必要な措置を講じられるよう、県単独急傾斜地崩壊対策事業及び市町村営急傾斜地崩壊対策事業に関する予算枠の拡大を強く要望する。

要 望 書

以下のとおり要望いたします。

集落営農組織の農業機械更新に対する支援拡大について

国や県による農業機械の導入支援は、主に、農業者の新規参入や規模拡大に対する初期投資の軽減策として実施されており、収入の少ない経営開始又は移行時、規模拡大時の経営安定等につながっている。

こうした中、集落営農組織は地域の農業・農地を守るために地域住民で組織され、営利を目的とするよりも、集落機能の維持、農地の保全、防災対策等としての『地域を守る』という位置付けで設立されたものが多い。また、地域内での組織ということもあり、非効率的な農地も耕作する必要がある、経営基盤としては脆弱なものとなっているのが実情である。

しかし、組織は後継者不足やオペレータの高齢化等により労働力が不足し、農業機械での作業は必須であるものの、現在、農業機械についてはほとんどの組織で耐用年数を超えて使用しているような状況である。

農作業の安全性、メンテナンス経費や作業時間の面、さらには、将来にわたって地域を維持するという視点からも、計画的に機械を更新すべきであるが、自費で更新する経営的な余裕もない状況である。

県においては、集落営農構造改革対策事業や新時代の水田農業低コスト化対策事業で、規模拡大等に対する機械導入は助成対象となっているが、人員体制や経営状況、圃場条件、地理的状况などにより規模拡大が困難な組織も多く、機械の更新が出来ていない状況である。

そのため、集落機能を維持している組織に対しては、規模拡大等に限らず、通常の機械更新についても助成対象とするよう要望する。

要 望 書

以下のとおり要望いたします。

農村基盤整備事業の要件緩和等について

国は、平成２７年度に策定した「新たな食料・農業・農村基本計画」において、今後１０年間に於いて全農地面積の８割が担い手によって利用されるよう担い手の育成・確保を図るとともに、担い手への農地集積・集約化を総合的に推進していくこととしている。

また、県においても「おおいた農林水産業活力創出プラン２０１５」により、耕地面積の約７割が中山間地域に位置し地形的な制約があると分析するなかで農地の集積、集約化を進める農業の構造改革を目指している。

これを具体的に進めるため、国庫補助金等を活用した農地の基盤整備を実施する事業については、状況に応じて各種事業が整備されており、取り組みによっては地元負担をなるべく少なくする方策もとられている。また、補助事業採択要件の面積要件についても中山間地域においては、要件緩和措置の設定がされている。

しかしながら、中山間地域の多い大分県において、なかでも平野部の少ない市町村においては、傾斜がきつく狭小な農地が多く存在しており、また果樹等の栽培品目によっては大規模化面積の適正規模が異なる地域もあることから、現在の面積要件では事業の実施が困難な地域も多い。

特に、「農業体質強化基盤整備促進事業」は県事業で実施する場合、面積要件を大分県で独自に５ヘクタール以上と設定しており、狭小な農地が多い市町村においては、この事業の活用が制限されている。

については、農地を有効活用し、中山間地域においても事業実施の公平性を確保するためにも、県事業の対象となる面積要件の大幅な緩和を要望する。

また、令和３年度以降、県営から団体営事業となることが予定されている「中山間地域総合整備事業」については、まとまった農地面積が確保できない中山間地域において、県の主導のもと総合的に事業展開していただくことが重要であるため、県営事業での継続を強く有望する。